

定 款

平成 17 年 03 月 23 日制定

平成 17 年 06 月 17 日改訂

平成 18 年 12 月 22 日改訂

平成 19 年 03 月 30 日改訂

平成 19 年 12 月 20 日改訂

平成 23 年 12 月 16 日改訂

平成 25 年 12 月 20 日改訂

平成 26 年 12 月 19 日改訂

平成 27 年 03 月 23 日改訂

平成 27 年 04 月 30 日改訂

平成 27 年 12 月 18 日改訂

平成 28 年 04 月 01 日改訂

平成 28 年 12 月 20 日改訂

平成 29 年 12 月 21 日改訂

平成 30 年 12 月 20 日改訂

令和 2 年 04 月 01 日改訂

令和 2 年 12 月 18 日改訂

令和 4 年 12 月 21 日改訂

令和 5 年 12 月 20 日改訂

令和 6 年 12 月 20 日改訂

P C I ホールディングス株式会社

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、P C I ホールディングス株式会社と称し、英文ではP C I H o l d i n g s , I N C .と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営む会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

- (1) ソフトウェアの開発及び販売並びにサービスの提供に関する業務
 - (2) ハードウェアの開発及び販売並びにサービスの提供に関する業務
 - (3) コンピュータ、事務用機器及びその関連機器の製造及び販売並びにサービスの提供に関する業務
 - (4) 事務用品の販売
 - (5) 労働者派遣事業
 - (6) 有料職業紹介業
 - (7) 教育事業
 - (8) デジタルコンテンツ、映像ソフト、音響・音楽ソフトの企画、制作・販売、輸出入
 - (9) 映像処理システムの企画、制作・販売、輸出入及び立体映像装置の企画、製造、販売、輸出入
 - (10) ディスプレイ及び商工業施設、文教施設等各種建物、建築設備の企画設計、管理
 - (11) 著作権、商標権、意匠権及び工業所有権の取得、販売、使用許諾並びにその管理運用
 - (12) デジタルマーケティング、インターネット広告、ソーシャルメディア及びWEBサイトの構築・運用並びにその他の広告宣伝、マーケティング及びリサーチに関する業務
 - (13) 電子マネー及びその他の電子的価値情報(物品、情報またはサービス等の購入、利用もしくは交換に用いることができるもの)の発行、販売及び管理並びにこれらの業務の受託
 - (14) 通信販売業
 - (15) 投資並びに経営コンサルタント業
 - (16) 不動産の売買、賃貸、管理、清掃業務及び仲介
 - (17) 前各号に附帯する一切の業務
- 2 当社は、前項各号及びそれに附帯関連する一切の業務を営むことができる。

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(機関)

第4条 当社は、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。

ただし、やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法で行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、20,000,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の1単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の売渡請求)

第9条 当社の株主は、株式取扱規程の定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(自己の株式の取得)

第10条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役が選定する。

3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第12条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役の定める株式取扱規程による。

(基準日)

第13条 当社は、事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。

第3章 株主総会

(招集及び招集者)

第14条 当社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時招集する。

- 2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれを招集する。
- 3 当会社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。

(議長)

第15条 株主総会の議長は取締役社長がこれに当たる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに当たる。議長は、総会の秩序を維持し議事を整理する。

(決議)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(電子提供措置等)

第18条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は 10 名以内とし、監査等委員である取締役は 5 名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第21条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 当会社は、取締役会の決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の

中から代表取締役を選定する。

- 2 代表取締役は会社を代表し、取締役会の決議に基づき、会社の業務を執行する。
- 3 取締役会は、その決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれを招集し、議長となる。

- 2 前項にかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。

（取締役会の招集通知）

第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

（重要な業務執行の決定の委任）

第25条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

（取締役会の決議の方法）

第26条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもって決する。ただし、決議につき特別の利害関係を有する取締役は、議決権を行使することができない。

（取締役会の決議の省略）

第27条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意をしたときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。

（取締役会規程）

第28条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役の報酬等）

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によりこれを定める。ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議により定めるものとする。

（取締役の責任免除）

第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。

ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、同法第425条第1項の最低責任限度額とする。

（業務執行）

第31条 取締役社長は、当会社の業務を統轄し、取締役副社長、専務取締役または常務取締役は取締役社長を補佐してその業務を分掌する。

- 2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い他の取締役が取締役社長の職務を代行する。

第5章 執行役員

(執行役員)

- 第32条 当社は、取締役会の決議により、執行役員若干名を定めることができる。
- 2 執行役員に関する基本的事項は、取締役会が決定する執行役員規程において定める。

第6章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

- 第33条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。
ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規程)

- 第34条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

(監査等委員会の決議方法)

- 第35条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第7章 会計監査人

(会計監査人の選任及び任期)

- 第36条 会計監査人は、株主総会の決議により選任する。
- 2 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
 - 3 前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬)

- 第37条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任限定契約)

- 第38条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。
ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、同法第427条第1項の最低責任限度額とする。

第8章 計算

(事業年度)

- 第39条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(期末配当金の基準日)

第40条 当会社の期末配当金の基準日は、毎年3月31日とする。

(中間配当)

第41条 当会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第42条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2 前項の金銭には利息を付けない。

附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、第14回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。

(事業年度に関する経過措置)

第2条 第39条の規定にかかわらず、当会社の第21期事業年度は、2024年10月1日から2025年3月31日までとする。

2 本条は、2025年3月31日経過時にこれを削除する。